

令和 5 年 5 月 15 日

令和 5 年網走市議会第 2 回臨時会 議案

令和5年網走市議会第2回臨時会 議案

番号	議案番号	件名
1	議案第1号	網走市監査委員の選任について
2	議案第2号	網走市固定資産評価審査委員会委員の選任について
3	議案第3号	網走市固定資産評価員の選任について
4	報告第1号	令和4年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について
5	報告第2号	令和4年度網走市国民健康保険特別会計補正予算に係る専決処分の報告について
6	報告第3号	令和5年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について
7	報告第4号	網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について
8	報告第5号	網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

議案第 1 号

網走市監査委員の選任について

本市監査委員で市議会議員中から選任した 平賀 貴幸 は、令和 5 年 4 月 30 日任期満了となったことから、その後任者として次の者を選任したいので、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づき、当市議会の同意を求める。

令和 5 年 5 月 15 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

議案第 2 号

網走市固定資産評価審査委員会委員の選任について

本市固定資産評価審査委員会委員 里見 哲也 は、令和 5 年 3 月 31 日で辞任したことから、その後任者として次の者を選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定に基づき、当市議会の同意を求める。

令和 5 年 5 月 15 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

藤 原 孝 一

議案第 3 号

網走市固定資産評価員の選任について

本市固定資産評価員 清杉 利明 は、令和 5 年 5 月 14 日をもって解任したので、その後任者として次の者を選任したいので、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、当市議会の同意を求める。

令和 5 年 5 月 15 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

稲 垣 一 寿

報告第1号

令和4年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について

令和4年度網走市一般会計補正予算について緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

網走市長 水谷 洋 一

専 決 処 分 書

ロードヒーティング管理事業に係る予算措置の補正について緊急を要するため、令和4年度網走市一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月24日

網走市長 水 谷 洋 一

令和4年度網走市一般会計補正予算

令和4年度網走市の一般会計補正予算(第15号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,559,049千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12.地方交付税		6,784,900	15,000	6,799,900
	1.地方交付税	6,784,900	15,000	6,799,900
歳入合計		28,544,049	15,000	28,559,049

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
8.土木費		3,499,184	15,000	3,514,184
	1.道路橋梁河川費	1,796,541	15,000	1,811,541
歳出合計		28,544,049	15,000	28,559,049

報告第2号

令和4年度網走市国民健康保険特別会計補正予算に係る
専決処分の報告について

令和4年度網走市国民健康保険特別会計補正予算について緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

網走市長 水谷 洋 一

専 決 処 分 書

国庫補助金の返還に係る予算措置の補正について緊急を要するため、令和4年度網走市国民健康保険特別会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

網走市長 水 谷 洋 一

令和4年度網走市国民健康保険特別会計補正予算

令和4年度網走市の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,401千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,316,683千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.繰入金		466,687	1,401	468,088
	2.基金繰入金	28,715	1,401	30,116
歳入合計		4,315,282	1,401	4,316,683

歳出 (単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6.諸支出金		9,537	1,401	10,938
	1.償還金及び還付加算金	9,537	1,401	10,938
歳出合計		4,315,282	1,401	4,316,683

報告第3号

令和5年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について

令和5年度網走市一般会計補正予算について緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

網走市長 水谷 洋 一

専 決 処 分 書

子育て世帯生活支援特別給付金給付事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業及び能取湖ホタテ稚貝へい死対策事業に係る予算措置の補正について緊急を要するため、令和5年度網走市一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年4月28日

網走市長 水 谷 洋 一

令和5年度網走市一般会計補正予算

令和5年度網走市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ110,765千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,756,148千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16.国庫支出金		2,509,909	36,400	2,546,309
	2.国庫補助金	383,012	36,400	419,412
17.道支出金		1,405,212	5,000	1,410,212
	2.道補助金	467,018	5,000	472,018
20.繰入金		1,986,700	69,365	2,056,065
	1.基金繰入金	1,940,987	69,365	2,010,352
歳入合計		26,645,383	110,765	26,756,148

歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3.民生費		6,653,336	36,400	6,689,736
	2.児童福祉費	1,959,133	36,400	1,995,533
4.衛生費		1,801,961	43,565	1,845,526
	1.保健衛生費	896,071	43,565	939,636
6.農林水産業費		1,103,814	30,800	1,134,614
	3.水産業費	77,065	30,800	107,865
歳出合計		26,645,383	110,765	26,756,148

報告第4号

網走市税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分の報告について

網走市税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

網走市長 水谷 洋 一

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 5 年政令第 132 号）並びに地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 36 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年総務省令第 37 号）が令和 5 年 3 月 31 日にそれぞれ公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなり、網走市税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

網走市長 水 谷 洋 一

網走市税条例の一部を改正する条例

網走市税条例(平成 15 年条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 46 条中「第 5 号の 15 様式」の次に「若しくは第 5 号の 15 の 2 様式又は施行規則第 2 条の 6 の規定により総務大臣が定めた様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第 48 条第 1 項及び第 5 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加える。

第 50 条第 1 項中「第 22 号の 4 様式」の次に「又は第 22 号の 4 の 2 様式」を加え、同条第 2 項中「においては」を「には」に改める。

第 98 条第 1 項及び第 5 項並びに第 101 条第 1 項中「第 34 号の 2 の 5 様式」の次に「又は第 34 号の 2 の 5 の 2 様式」を加える。

附則第 8 条第 1 項中「令和 6 年度」を「令和 9 年度」に改める。

附則第 10 条中「、第 63 条又は第 64 条」を「又は第 63 条」に、「、第 63 条若しくは第 64 条」を「若しくは第 63 条」に改める。

附則第 10 条の 2 第 3 項中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15 条第 14 項」に改め、同条第 4 項中「附則第 15 条第 22 項」を「附則第 15 条第 21 項」に改め、同条第 5 項中「附則第 15 条第 23 項第 1 号」を「附則第 15 条第 22 項第 1 号」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 23 項第 2 号」を「附則第 15 条第 22 項第 2 号」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 23 項第 3 号」を「附則第 15 条第 22 項第 3 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 24 項第 1 号」を「附則第 15 条第 23 項第 1 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 24 項第 2 号」を「附則

第 15 条第 23 項第 2 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号イ」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ロ」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ハ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 26 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 25 項第 1 号ニ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号イ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ロ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 26 項第 2 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 2 号ハ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 26 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 25 項第 3 号ハ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 42 項」に改め、同条第 25 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改め、同条第 27 項を削る。

附則第 10 条の 3 第 13 項を同条第 14 項とし、同条第 12 項中「附則第 7 条第 13 項」を「附則第 7 条第 17 項」に改め、同項を同条第 13 項とし、同条第 11 項の次に次の 1 項を加える。

12 法附則第 15 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 16 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第 10 条の 4 第 2 項中「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」を「令和 5 年度分及び令和 6 年度分」に改める。

附則第 10 条の 5 第 2 項中「令和 3 年度分及び令和 4 年度分」を「令和 5 年度分及び令和 6 年度分」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（令和 2 年 7 月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第 10 条の 6 法附則第 16 条の 4 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日（第 54 条第 6 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第 16 条の 4 第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、1 月 31 日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第 12 条の 6 第 1 項第 3 号から第 5 号まで又は第 3 項第 3 号から第 5 号までに掲げる者である場合にあつては、同条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 3 項第 1 号若しくは第 2 号に掲げる

者との関係

- (2) 法附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する被災住宅用地の上に令和 2 年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
 - (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第 16 条の 4 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合及び同条第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第 349 条の 3 の 2 第 1 項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
 - (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に必要と認める事項
- 2 法附則第 16 条の 4 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る令和 5 年度分及び令和 6 年度分の固定資産税については、第 74 条の規定は適用しない。
- 3 法附則第 16 条の 4 第 4 項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第 4 項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
 - (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
 - (3) 特定被災共用土地に係る法附則第 16 条の 4 第 3 項に規定する被災区分所有者家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
 - (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
 - (5) 法附則第 16 条の 4 第 3 項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第 16 条の 4 第 9 項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第 15 条の 2 を削る。

附則第 15 条の 2 の 2 を附則第 15 条の 2 とする。

附則第 15 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 16 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで」に、「令和 3 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 30 条第 7 項」を「附則第 30 条第 3 項」に、「3 輪以上のガソリン軽自動車」を「3 輪以上の法第 446 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 3 月 31 日」に、「令和 5 年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「3,500円」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「前年中に」及び「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の網走市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の網走市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第5号

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定に係る専決処分
の報告について

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要する
ため、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したの
で、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和5年5月15日提出

網走市長 水谷 洋 一

専 決 処 分 書

地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）が令和 5 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなり、網走市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について緊急を要するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 3 月 31 日

網走市長 水 谷 洋 一

網走市都市計画税条例の一部を改正する条例

網走市都市計画税条例(平成15年条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15 条第 14 項」に改める。
附則第 3 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改める。
附則第 4 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。
附則第 5 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改める。
附則第 6 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 17 項中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」を「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の網走市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 18 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 17 項の規定の適用については、同項中「、第 43 項若しくは第 46 項」とあるのは、「若しくは第 43 項」とする。